

介護保険～～～～～～～～～～～～～～～～～～

特定福祉用具購入費

指定を受けている福祉用具販売事業者
から購入する必要があります

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

介護保険の特定福祉用具購入費の支給を希望する場合は、指定を受けている福祉用具販売事業者から購入する必要があります。

仙台市及び宮城県内の指定事業者の情報は、各区役所介護保険係又は各総合支所介護保険担当で確認できるほか、下記ホームページでも確認することができます。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chouju/jigyousya-list.html>（宮城県長寿社会政策課）

《支給要件》

- (1) 要介護・要支援者の日常生活の自立を助けるために、当該福祉用具が必要なこと。
 - (2) 福祉用具の種類が、4面の **表** の種類であること。
 - (3) 指定特定福祉用具販売事業者から購入したものであること。
- (注) 既に「福祉用具購入費の支給」を受けている用具と同じ種類の福祉用具を同一年内（4月1日～翌年3月31日）に再度購入した場合は、その福祉用具についての福祉用具購入費を支給することはできません。
- ただし例外として、その福祉用具を破損した場合や、要介護・要支援者の要介護状態が著しく高くなった場合は、限度額の範囲内で支給することができます。

《支給額》

福祉用具購入費の限度額は、1年間（4月1日～翌年3月31日）で被保険者1人につき10万円（消費税込）です。例えば、10万円の福祉用具を購入した場合、利用者負担が1割の方は9割分の9万円、2割の方は8割分の8万円、3割の方は7割分の7万円まで支給を受けることができます。

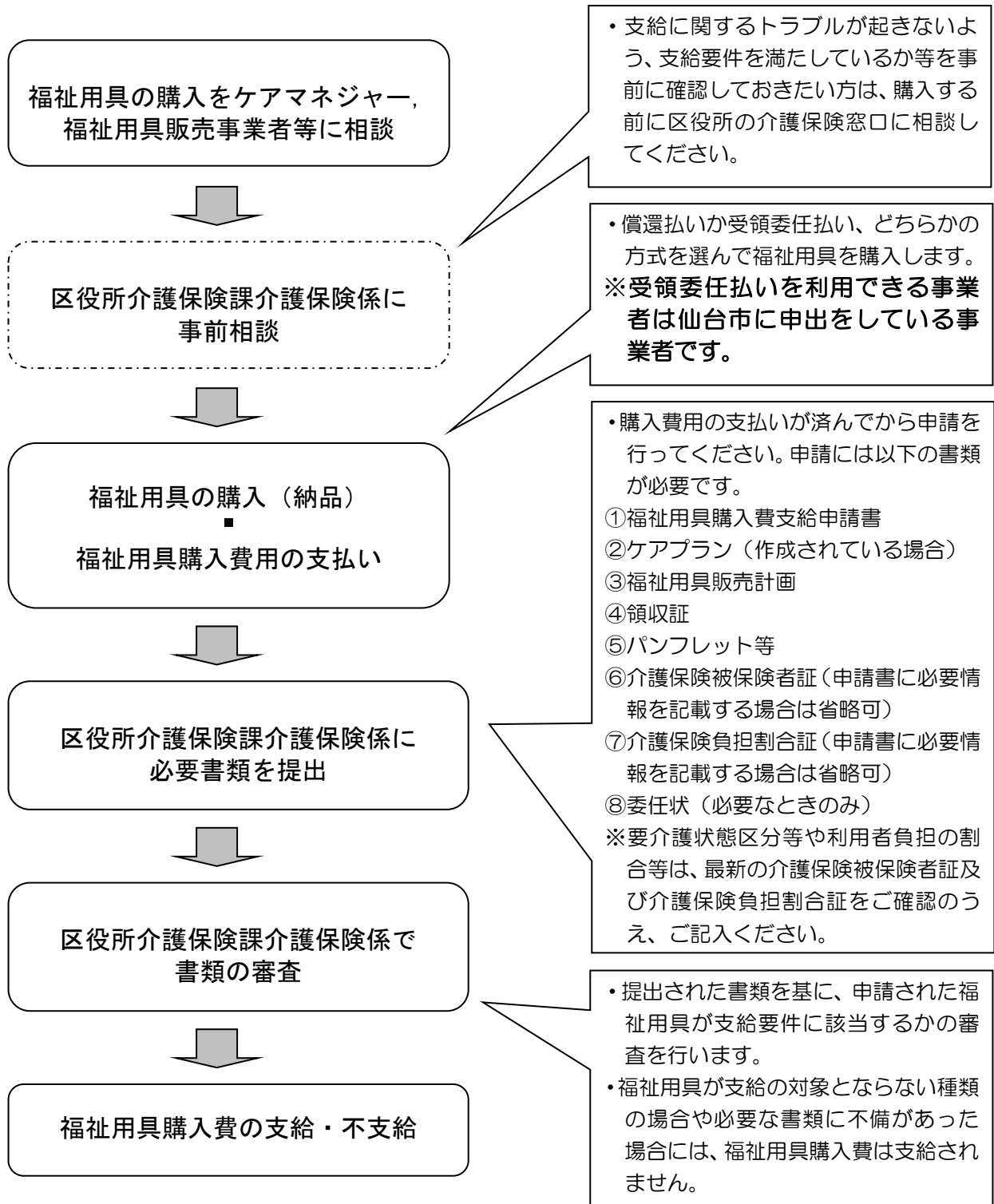
《支給方法》

- 償還払い：**利用者が、一旦全額（10割）を負担し、申請により利用者負担との差額（9割または8割または7割）分が福祉用具購入費として後日払い戻しされます。
- 受領委任払い：**はじめから利用者負担（1割または2割または3割）分のみで福祉用具を購入することができます（事業者が差額分を仙台市に請求します）。詳細は、事業所や介護支援専門員（ケアマネジャー）、または各区役所介護保険課にご確認ください。

《負担割合》

負担割合については、「介護保険負担割合証」でご確認ください。原則として、領収日時点の負担割合が適用されますが、事業者の都合により支払日（領収日）が納品日の属する月の翌月以降となる場合は、納品日時点の負担割合が適用となります。

〈福祉用具購入費申請の流れ〉



福祉用具については、購入費支給の対象となる種類の用具のほかに、居宅介護（介護予防）サービスとして貸与のサービスを受けることができるものもあります。

福祉用具貸与のサービスの対象となる用具についても、種類が定められており、購入費支給及び貸与サービスの対象となっていない福祉用具については、介護保険による保険給付は一切行われません（全額利用者負担）のでご注意ください。

※福祉用具貸与サービスの対象となる用具の種類例【要介護度により対象とならない場合もあります】

「車いす」「車いす付属品」「特殊寝台」「特殊寝台付属品」「床ずれ防止用具」「体位変換器」
「認知症老人徘徊感知器」「移動用リフト(つり具部分を除く)」「手すり(工事を伴わないもの)」
「スロープ(工事を伴わないもの)」「歩行器」「歩行補助杖」「特殊尿器」

＜申請に必要な書類＞

書類	内容	償還 払い	受領 委任										
① 居宅介護・介護 予防特定福祉用具 購入費支給申請書	申請書中の“福祉用具が必要な理由”は、基本的に下記 ②・③の書類の添付で確認するので記載は不要。 特に記載すべき理由がある場合に記載する。枠内に記載 が困難な場合は、任意様式に、必ず、当該被保険者の氏名・ 被保険者番号、対象福祉用具及びその必要な理由が分かる 内容を記載して提出する。 様式は、区役所介護保険係及び下記仙台市のホームペー ジで配布しています。	●	●										
② 居宅介護・介護 予防サービス計画 （ケアプラン）の 写し	ケアプランが作成されている場合は、特定福祉用具が必 要である旨が記載されたケアプランの写しを添付する。 ※入院中等で暫定ケアプランにより購入した方は、暫定ケアプ ランと確定ケアプランの両方を提出してください。 ※ケアプランが作成されていない場合は不要	●	●										
③ 特定（介護予防） 福祉用具販売計画 の写し	特定（介護予防）福祉用具販売事業者が作成した、特定 （介護予防）福祉用具販売計画の写しを添付する。 ※福祉用具貸与計画と一体で「福祉用具サービス計画」と して作成される場合もあります。	●	●										
④ 領収証	被保険者あての領収証が必要。支給対象とならない福祉 用具が含まれたものでも差し支えないが、介護保険の福祉 用具購入費の支給対象となる品目ごとの金額がわかるも の（内訳）を添付する。 記載例） × <table><tr><td>品名</td><td>金額</td></tr><tr><td>福祉用具一式</td><td>50,000 円</td></tr></table> ○ <table><tr><td>品名</td><td>金額</td></tr><tr><td>腰掛便座</td><td>15,000 円</td></tr><tr><td>入浴用いす</td><td>15,000 円</td></tr></table>	品名	金額	福祉用具一式	50,000 円	品名	金額	腰掛便座	15,000 円	入浴用いす	15,000 円	●	●
品名	金額												
福祉用具一式	50,000 円												
品名	金額												
腰掛便座	15,000 円												
入浴用いす	15,000 円												
⑤ 福祉用具のパン フレット等	購入した福祉用具の概要がわかるもの（写し可）。 ※オーダーによる福祉用具の場合は、見積書または仕様書 等（サイズや形状がわかるもの）のほか、設置後の日付入 りの写真を添付する。	●	●										
⑥ 介護保険被保険者証	写し可。（申請書に必要情報を記載する場合は省略可）	△	△										
⑦ 介護保険負担割合証	写し可。（申請書に必要情報を記載する場合は省略可）	△	△										
⑧ 委任状	申請者本人名義以外の口座へ振り込みを行う場合は、給 付金受領に関する委任状を添付する。（様式は任意）	△	—										

【排泄予測支援機器を購入する場合は以下（１）・（２）の書類も必要です】

（１）医学的な所見が分かる書類（次のうちいずれか一つ）

- ①介護認定審査における主治医の意見書 ②サービス担当者会議等における医師の所見
- ③介護支援専門員等が聴取した居宅サービス計画等に記載する医師の所見
- ④個別に取得した医師の診断書

（２）排泄予測支援機器 確認調書

【申請書様式のダウンロード】

（償還払い用）

<https://www.city.sendai.jp/kaigohoken/download/bunyabetsu/kore/kaigohoken/tokute/index.html>

（受領委任払い用）

<https://www.city.sendai.jp/kaigohoken/download/bunyabetsu/kore/kaigohoken/tokute-02.html>

表

《福祉用具購入費の支給対象となる福祉用具の種類》

種 類	福祉用具の詳細	備 考
腰掛便座 (A)～(E)のいずれか	(A)和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの (B)洋式便器の上に置いて高さを補うもの (C)電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの (D)便座、バケツ等からなり移動可能である便器 (E)水洗ポータブルトイレ	(D・E)については、居室において利用できるものに限る (E)については購入費のみ（設置に係る費用は自己負担）
自動排泄処理装置の交換可能部品	自動排泄処理装置の交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち尿や便の経路となるものであって、要介護（支援）者本人または、介護を行う者が容易に交換できるもの。	
排泄予測支援機器	膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に通知するもの。	
入浴補助用具 (A)～(G)のいずれか	(A)入浴用いす…座面の高さが概ね 35cm 以上のもの又はリクライニング機能を有するもの (B)浴槽用手すり…浴槽の縁を挟み込んで固定することができるもの (C)浴槽内いす…浴槽内に置いて利用できるもの (D)入浴台…浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを簡単にするもの (E)浴室内すのこ…浴室内に置いて浴室の床の段差を解消するもの (F)浴槽内すのこ…浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うもの (G)入浴用介助ベルト…身体に直接巻き付けて使用するもので浴槽への出入り等を簡単に介助できるもの	いずれも、入浴時の補助を目的とする用具であること
簡易浴槽	以下 2 つの条件を満たすものであること ①空気式又は折り畳み式等で、簡単に移動ができる（居室においても入浴が可能であること） ②取水や排水のための工事を伴わない	①については、硬質の材質であっても、使用しない時に立て掛ける等により収納できれば可
移動用リフトのつり具部分	身体に適合するものであり、「移動用リフト」に連結できるものであること	
固定用スロープ	段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないもの。	貸与と購入の選択が可能
歩行器	歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するもの。歩行車を除く。	
単点杖	カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチに限る。	
多点杖	脚部が複数に分岐することで、杖の支持面を広くしたもの。	

オーダーによる特定福祉用具については上記の表に適合するものが対象となります。

＜問い合わせ先＞

青葉区役所	介護保険課	介護保険係	225-7211（代表）
宮城野区役所	介護保険課	介護保険係	291-2111（代表）
若林区役所	介護保険課	介護保険係	282-1111（代表）
太白区役所	介護保険課	介護保険係	247-1111（代表）
泉区役所	介護保険課	介護保険係	372-3111（代表）